

来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事

募集要項

熱海市公営企業部 水道温泉課

目次

1. 募集要項の位置付け	1
2. 事業内容	1
2.1 事業名称	1
2.2 事業の対象となる公共施設等の種類	1
2.3 事業の目的	1
2.4 事業概要	3
2.5 対象施設および対象業務	4
2.6 事業方式	7
2.7 事業期間	7
3. 事業者の募集および選定に関する事項	7
3.1 事業者を求める役割	7
3.2 事業者の選定方法	7
3.3 プロポーザル参加資格に関する事項	8
3.4 事業に係る事業費等	11
4. 事業者選定のスケジュール等	12
4.1 事業者選定のスケジュール	12
4.2 実施方針に関する説明会等	12
4.3 公告等に関する説明会等	14
4.4 応募の手続き	15
5. 事業者の選定	16
5.1 事業者選定委員会の設置	16
5.2 一次提案書類の提出	16
5.3 技術対話	16
5.4 最終提案書類の受付	17
5.5 基礎審査および基礎審査結果の通知	17
5.6 最終提案書類に関する質疑・回答	17
5.7 プレゼンテーションおよび優先交渉権者の決定	17
5.8 優先交渉権者を選定しない場合	17
5.9 選定結果の公表	17
5.10 契約手続き	18
6. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
6.1 事業契約に関する基本的な考え方	18
6.2 事業者の収入	19
6.3 本事業で予想されるリスク	19
6.4 対象業務における要求水準	19

6.5 モニタリング	19
7. 対象施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項	19
8. その他必要な事項	19
8.1 本事業に係る情報の提供方法	19
8.2 応募にあたっての費用の負担	19
8.3 提出書類の取扱い	20
8.4 特許権等	20
8.5 本事業に係る各種申請書類作成に関する事項	20
8.6 プロポーザル公募の中止等	20
8.7 環境への配慮	20
8.8 本事業に関する連絡先	21

1. 募集要項の位置付け

本募集要項（以下「本書」という。）は、熱海市（以下「本市」という。）が、来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事（以下「本事業」という。）公募型プロポーザル方式により募集および選定を行うにあたり、プロポーザル参加予定者を対象に交付するものである。

2. 事業内容

2.1 事業名称

来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事

2.2 事業の対象となる公共施設等の種類

来宮浄水場（熱海市福道町 1114-5 地内）

2.3 事業の目的

本市水道事業で最大規模の浄水場である来宮浄水場（施設能力 37,500m³/日）は丹那水源の湧水を原水としており、マイクロストレーナを用いた簡易ろ過方式を採用しているが、過去にクリプトスポリジウム指標菌の検出履歴があることから、浄水方法の変更が必要とされている。

また、本市は昭和 40 年代の観光産業の飛躍的な成長に伴い水需要が急激に増加し、深刻な水不足に悩まされたことから、昭和 49 年度から駿豆水道の受水を開始し、昭和 55 年度以降は契約水量 60,000m³/日の契約を交わしている。

しかし、平成 20 年度と令和元年度に駿豆水道の漏水事故による大規模な断水が発生しており、観光産業は多大な損害を被った。

このような状況を踏まえ、本市水道事業では一層の安定給水を目的として、来宮浄水場の高度処理化（膜ろ過方式への変更）と併せて施設規模の増強（計画一日最大給水量 18,000m³/日）を行うものである。

なお、本事業の遂行にあたっては、本浄水場の設計・建設について、DB（設計・施工一括発注：Design Build）方式を採用し、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、安全でおいしい水を安定的に供給する目的で事業を実施する。

以下に、来宮浄水場の現況平面図を示す。

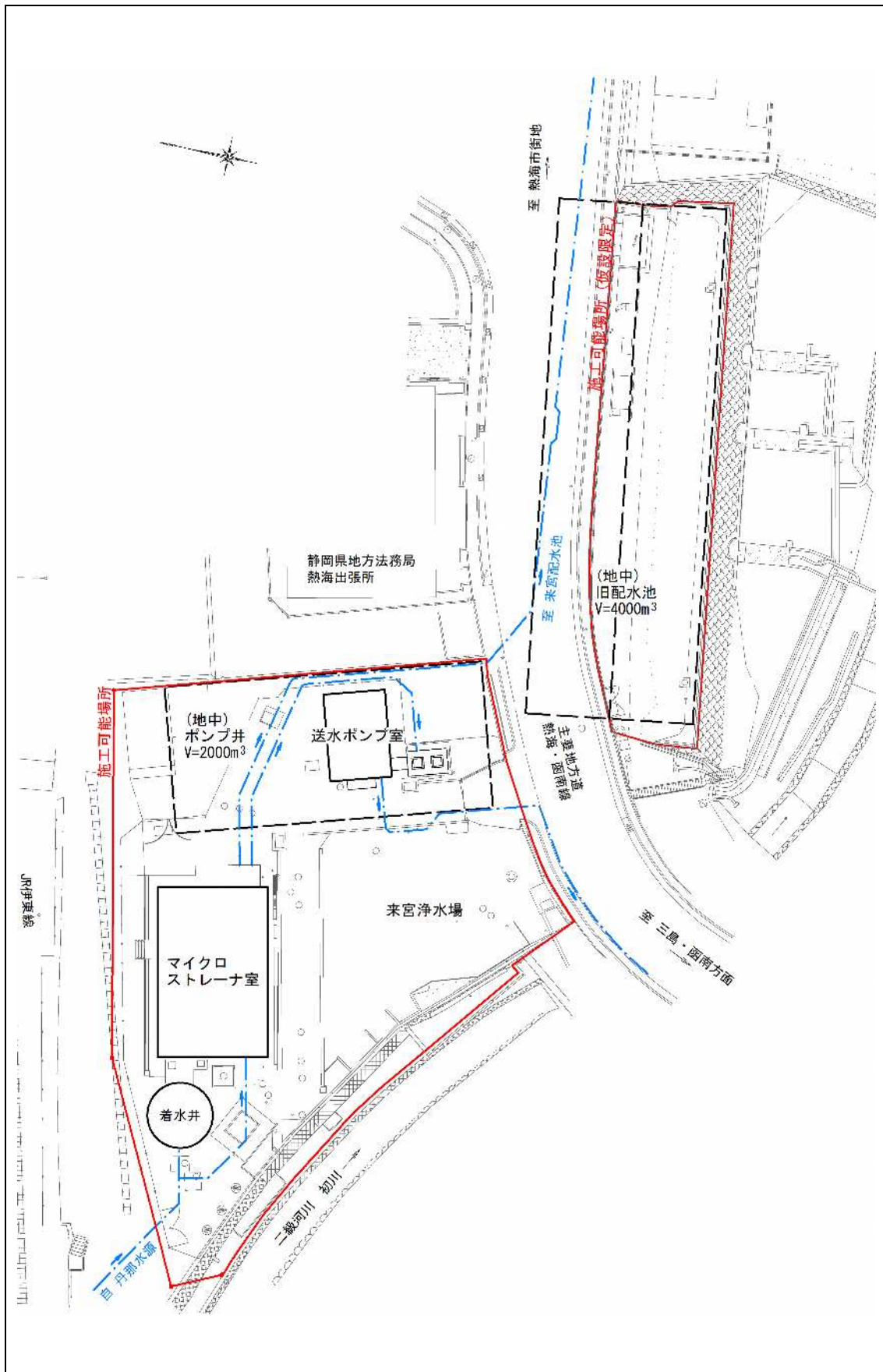


図 1 現況平面図

2.4 事業概要

事業概要を表 1 に、施設フロー案を図 2 に示す。なお、図 2 のフローは参考であり、事業者提案によるフローの変更を認める。

表 1 来宮浄水場の概要

項目	内容
施設名称	来宮浄水場
建設場所	熱海市福道町 1114-5 地内
浄水処理方式	膜ろ過方式
計画一日最大給水量	18,000m ³ /日
最大取水能力	37,500m ³ /日（湧水 丹那隧道）

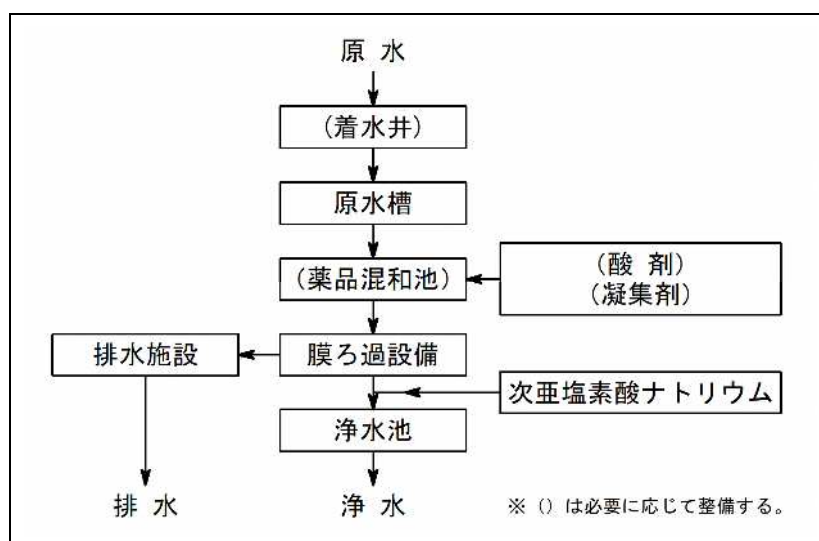


図2 来宮浄水場施設フロー【参考】

2.5 対象施設および対象業務

2.5.1 対象業務の概要および範囲

本事業の対象業務は、来宮浄水場の再整備に係る設計業務、建設業務である。本事業の対象業務の概要および対象範囲を表2、表3に示す。

表2 対象業務の概要

対象業務		概要
設計	調査	本市が実施している測量業務、土質調査業務以外に、事業を実施する上で必要と判断する調査。
	基本設計	提案内容を具体化するための土木・建築・機械設備・電気設備の基本設計業務であり、本事業対象施設を再整備するために必要な施設を対象として実施する。
	詳細設計	本事業対象施設を再整備するための機械設備・電気設備の詳細設計業務であり、上記基本設計をもとに実施する。 なお、土木・建築の詳細設計は、事業者が行う基本設計をもとに本市が実施するが、この中で、事業者が提案する設計内容の変更や不備が発生した場合は、要求水準書の表7～8に示すリスク分担に従い、事業者は必要な設計対応を行うものとする。
	各種申請書類等の作成補助	機械・電気設備の設計および施工に必要な各種申請に係る書類作成、国庫補助申請書類の作成支援、関係機関との協議支援。
	会計検査等への対応支援	会計検査およびその他の監査等に対する支援（資料作成等を含む）
建設	対象施設の建設工事	本事業対象施設の再整備に関する機械・電気設備の建設工事である。なお、土木・建築工事（建築付帯設備工事を含む）については本市が実施する。
	施工管理	事業者が提案する機械・電気設備建設工事の施工管理を実施する。なお、本市が実施する土木・建築工事の施工管理について、事業者は協議へ参加し、適切に施工できるよう協力すること。また、土木・建築工事を含む全体工程表を作成のうえ、全体工程調整会議を定例で主催すること。
	試運転調整 ^{※1}	再整備後の浄水場の試運転調整、切り替え対応を実施する。
	運転管理マニュアル作成 ^{※1}	再整備後、浄水場の運転管理を行っていくうえで必要となる浄水場の運転管理マニュアルを作成する。
	運転管理に関する指導・助言 ^{※1}	完成引き渡し前の1ヶ月間、浄水場運転方法について指導員を配置し、運転指導を行う。また、本市が浄水場の運転管理について助言を求めた場合には、運転に関する助言を行う。

※1 提案する工事手順において、施設および設備の部分引き渡しまたは部分使用を行う場合は、引き渡し前に対象業務の内容を満足すること。ただし、部分引き渡しの時期と引き渡しまでの運転指導方法・期間は事業者提案とする。

※2 本事業の仮設浄水設備には「膜ろ過設備の供用開始後も前処理設備として流用するもの」、「膜ろ過設備の供用開始後に撤去するもの」のいずれかが想定される。前者は「部分引き渡し」の対象となり市の固定資産として登録するが、後者は「部分使用」の対象となり、市の固定資産として登録しない。

表 3 本事業の対象範囲

対象業務		内容	本市	事業者
設計	調査	周辺環境調査（立地条件の確認、騒音・振動に対する確認）	△	○
		電波障害調査	—	○
		測量	●	△※1
		地質調査	●	△※1
		試掘調査	△	△
	基本設計	土木・建築	—	○
		機械・電気	—	○
		既設撤去および仮設	—	○
	詳細設計	土木・建築	○	—
		機械・電気	—	○
		既設撤去および仮設	○	—
	各種申請書類等作成※2	国庫補助申請または交付金申請関係書類	○	△
		関係機関との協議用資料	○	△
会計検査等への対応支援	会計検査等の監査への対応	○	△	
建設	建設工事	土木・建築（仮設含む）	○	△※3
		機械・電気（仮設含む）	—	○
		既設撤去	○	—
	施工管理	土木・建築工事（仮設含む）	○	△※3
		機械・電気設備工事（仮設含む）	—	○
		既設撤去	○	—
	説明会等※4	住民説明会	○	△
		視察等対応	○	△
	試運転調整	機械・電気設備試運転（本設）	—	○
		機械・電気設備試運転（仮設）	—	○
	運転管理マニュアル作成	日常点検マニュアル作成（本設、仮設）	—	○※5
		災害および事故時対応マニュアル作成（本設、仮設）	—	○※5
	運転管理指導・助言	引き渡し前※6の運転管理に対する指導	—	○
		問合わせ時の運転管理に対する助言	—	○

凡例 ●：済、○：対象、△：一部対象、—：対象外

- ※1 事業の実施に当たり、測量、地質調査は実施済みである。試掘調査については各々が必要な内容について実施する。また、設計・施工を行う上で必要となる追加調査がある場合には、事業者にて提案・実施する。調査に係る費用については提案価格に含める。
- ※2 事業者は各種申請書類等の補助作業の要請に応じること。
- ※3 既設浄水設備の移設または仮設浄水設備に係る土木・建築工事のみ事業者の対象範囲とする。
- ※4 事業者は住民説明会等に対して、書類作成等の補助作業や説明会等への出席の要請に応じること。
- ※5 本事業で整備する範囲の施設に限定したマニュアルを作成する。
- ※6 完成引き渡し前の1ヶ月間、運転指導員を配置し、本市に対して運転指導を実施する。

2.5.2 対象施設の概要と範囲

本事業の対象施設を表 4 に示す。なお、本事業は既設浄水場を運用しながらの更新事業となることから、必要に応じて仮設の整備や部分引き渡し（切り替え）または部分使用を含める。

表 4 対象施設

施設名	整備概要	撤去	新設
着水井	原水の水位変動を安定させる施設として事業者提案により整備する。	○	○ (任意)
原水槽	原水の水質異常による後段への影響を緩衝させる施設、後段の浄水処理を安定化させる施設として整備する。	—	○
マイクロストレーナ	原水中に流入する夾雑物を除去する既存設備。本事業を実施するに当たり、本設備および本設備を設置するマイクロストレーナ室の撤去および仮設を整備する。	○	—
混和設備	薬品の混和に必要な設備として事業者提案により整備する。	—	○ (任意)
膜ろ過施設	膜ろ過処理に必要となる膜ろ過設備、物理洗浄設備、等を整備する。	—	○
薬品注入設備	事業者提案により整備する。	○	○
排水施設	事業者提案により整備する。	—	○
浄水池	送水を安定化させる施設として整備する。	—	○
ポンプ井	梅園送水ポンプのための既設ポンプ井 (V=2,000m ³ 、RC造)。本施設の撤去および仮設を整備する。	○	—
送水ポンプ設備	梅園系統への送水ポンプを整備する。	○ ^{※3}	○ ^{※3}
場内配管	新設浄水処理と既設配管との接続および既設管の撤去を行う。	○	○
付帯施設、外構	本事業の工事範囲において、植栽・外灯・消火栓、応急給水栓等を整備する。また、外構については必要に応じて整備する。 ^{※2}	○	○
受変電設備	再整備事業に係る受変電設備、動力設備を更新。	○	○
計装設備	再整備事業に係る計装設備を更新。	○	○
中央監視設備	再整備事業に係る中央監視設備は機能増設として別事業にて実施する。	○	—
自家発電設備	再整備事業に係る自家発電設備を更新。	○	○
管理棟 ^{※2}	管理事務所、非常時詰所などを有する建屋。	—	○
膜ろ過棟 ^{※2}	膜ろ過施設等を収容する建屋。	—	○
薬注棟 ^{※2}	薬品注入設備を収容する建屋。	—	○
電気室 ^{※2}	電気設備を収容する建屋。	—	○
送水ポンプ棟 ^{※2}	送水ポンプ設備を収容する建屋。	○	○

凡例 ○：対象、—：対象外

※1 土木・建築に係る仮設工事は本市が実施し、機械・電気に係る仮設工事は事業者が実施する。

※2 各種建屋については、事業者提案により合棟とすることを認める。

※3 梅園送水ポンプは、原則として既設ポンプを流用する。

2.6 事業方式

本事業は、来宮浄水場の再整備における機械・電気設備について、設計・施工を一括発注するDB方式とする。

2.7 事業期間

本事業は、設計・建設業務期間を契約締結の日から令和11年3月16日までとする。

2.7.1 事業スケジュール

事業のスケジュールは、表5のとおり予定している。

表5 事業スケジュール

項目	予定
設計建設請負契約の締結	令和6年2月
設計および工事期間	令和6年4月～令和11年3月16日 ・令和6年度前半に基本設計を終える ・令和6年度後半に詳細設計を終える
引き渡し	令和11年3月16日

※ 本事業では必要に応じて部分引き渡しまたは部分使用を行うものとし、その時期と引き渡しまでの運転指導方法・期間は事業者提案とする。

※ 部分引き渡しまたは部分使用にあたって必要となる土木・建築工事に関する手続き（建築確認申請等）は本市で実施する。

3. 事業者の募集および選定に関する事項

3.1 事業者を求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

- ① 効率的かつ効果的な来宮浄水場施設の設計および工事
- ② 一定の品質を確保した安定的かつ継続的な水の供給

このため事業者には、浄水場施設の工事への深い理解と十分なノウハウ、期待される役割を果たすうえで必要とされる能力などが求められる。

3.2 事業者の選定方法

事業者の募集および選定は、競争性および透明性の確保を目的として公募型プロポーザル方式随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により実施する。なお、事業者の選定の手続きは、「熱海市プロポーザル方式の手続きに関する要綱 平成17年12月6日 告示第92号」および以下のとおり実施することを予定している。

① プロポーザル参加資格確認

プロポーザル参加について、本市の参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの確認を行う。

② 技術対話

本事業は、土木・建築の設計計画が事業の実現性に大きな影響を及ぼすが、土木・建築の詳細設計および工事が含まれていない。このような事業の特性を踏まえ、応募者は、技術提案の中段で土木・建築に限定して設計内容の中間報告を兼ねた技術対話を行う。

なお、技術対話を円滑に行うため、応募者は一次提案書類（最終提案書類と同じ書類）を事前に提出する。

技術対話後は、技術対話以外の内容の修正は原則として認めないものとする。

③ 提案内容の審査

上記①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認され、上記②の技術対話を経た応募者から応募書類の提出（以下：提案書）を受け、技術面について評価を実施する。また、別途、事業費等について提案を受け、技術評価点と価格評価点を合計し、総合評価点を算定する。総合評価点が最も高い者を事業者（優先交渉権者）に決定する。

なお、提案内容の審査は、提案書のほか、提案内容に関する質疑回答およびプレゼンテーションを通じて行う。

3.3 プロポーザル参加資格に関する事項

3.3.1 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者が、単独の企業で応募するか、複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）で応募するかは任意とする。
- ② 応募者を構成する企業（以下「構成員」という。）は、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。応募者は構成員を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請および応募手続きを行う。
- ③ 応募者は、対象施設の機械設備の設計および工事を行う企業（以下「機械設備企業」という。）、対象施設の電気設備の設計および工事を行う企業（以下「電気設備企業」という。）のいずれの要件も満たすこと。
- ④ 応募者は、参加表明書およびプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業およびその他の構成員の企業名および携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑤ 代表企業の変更は認めない。
- ⑥ プロポーザル参加資格確認のための申請書類（以下「プロポーザル参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明したグループの構成員の変更は認めない。

- ⑦ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑧ 応募グループにより対象施設の工事を行う場合は、共同企業体（以下「建設JV」という）を結成すること。建設JVの構成は乙型とする。

3.3.2 プロポーザル参加資格要件

1) 共通の資格要件

- (1) 「熱海市工事請負等及び物品調達等の参加資格に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立または通告がなされていない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条および改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (3) 消費税および地方消費税に未納の税額がある者は応募者となることができない。
- (4) 法人税に未納の税額がある者は応募者となることができない。
- (5) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人またはその関連会社、本事業のアドバイザー業務受託者および受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、またはその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、応募者となることはできない。

2) 各業務の実施企業の資格要件

応募者は、本施設の設計および工事の各業務を行うものとして、以下の(1)～(2)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(1) 機械設備企業

機械設備企業は次の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、機械器具設置工事または水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ② 令和4年度の熱海市建設工事等競争参加資格（機械器具設置業または水道施設工事業）登録済みの業者であること。
- ③ 「監理技術者資格者証（機械器具設置業または水道施設工事業）」および「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に配置すること。なお、応募者と本事業に係るプロポーザル参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直

接的な雇用関係にある者を新たに選任で配置することは可能とする。なお、本工事期間中に監理技術者を変更した際には、書面をもって本市に通知しなければならない。

- ④ 本事業の施工にあたって、上記③に掲げる者のほか、建設業法第26条の2に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。
- ⑤ 上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で下記(2)電気設備企業を兼ねる場合は、両工種で配置技術者を兼ねることができる。
- ⑥ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が機械設備設置工事または水道施設工事について1,200点以上であること。
- ⑦ 機械設備企業は国内において、公称能力5,000m³/日以上能力を有する浄水場（膜ろ過方式）の機械設備工事（既設浄水場の切替、撤去を含むものに限る）の完成実績を有すること。

(2) 電気設備企業

電気設備企業は次の要件を満たすこと。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和4年度の熱海市建設工事等競争参加資格（電気工事業）登録済みの業者であること。
- ③ 「監理技術者資格者証（電気工事）」および「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置すること。なお、応募者と本事業に係るプロポーザル参加資格確認申請書の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに選任で配置することは可能とする。なお、本工事期間中に監理技術者を変更した際には、書面をもって本市に通知しなければならない。
- ④ 本事業の施工にあたって、上記③に掲げる者のほか、建設業法第26条の2に規定する専門技術者および現場代理人等必要な人員を配置すること。
- ⑤ 上記③および④に掲げる配置技術者について、単独企業で上記(1)機械設備企業を兼ねる場合は、両工種で配置技術者を兼ねることができる。

3.3.3 プロポーザル参加資格確認基準日

- (1) プロポーザル参加確認基準日は、プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- (2) プロポーザル参加資格確認基準日の翌日から最終提案書類の提出までの間、応募者が

- 3.3.2 のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、当該応募者はプロポーザルに参加することができない。
- (3) 最終提案書類の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者が 3.3.2 のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は当該応募者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。
 - (4) 優先交渉権者決定日の翌日から工事請負契約の締結日までの間に応募者が 3.3.2 のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合には、本市は優先交渉権者と事業契約を締結せず、次順位者を優先交渉権者とする。

3.4 事業に係る事業費等

3.4.1 事業費限度額

2,005,762,000 円（消費税および地方消費税に相当する金額を含む）

3.4.2 調査基準価格

本事業においては低入札価格調査を設定する。調査基準価格は非公表とする。

当該価格を下回った者は低入札価格調査制度に基づき調査を行う。

なお、調査の結果、契約の適切な履行がなされないと判断される場合には、失格とする。

4. 事業者選定のスケジュール等

4.1 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

事業者選定スケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	令和4年7月27日
実施方針に関する説明会および現地見学会の実施	令和4年8月1日～10日
実施方針に関する質問、意見等の受付	令和4年8月15日～26日
実施方針に関する質問、意見等への回答公表	令和4年9月20日
公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書(案)、設計建設請負契約書(案)）の公表	令和4年10月14日
公告等に関する説明会および現地見学会の実施	令和4年10月19日～28日
公告等に関する質問、意見等の受付（第1回）	令和4年11月1日～11日
公告等に関する質問、意見等への回答公表（第1回）	令和4年12月9日
公告等に関する質問、意見等の受付（第2回）	令和4年12月12日～23日
公告等に関する質問、意見等への回答公表（第2回）	令和5年1月20日
参加表明書等の受付	令和5年1月下旬～2月上旬
参加資格確認結果の通知	令和5年3月上旬
一次提案書類の受付	令和5年6月上旬
技術対話の実施	令和5年6月下旬
最終提案書類の受付	令和5年8月上旬
最終提案書類に関する質疑・回答	令和5年11月
プレゼンテーションおよび事業者（優先交渉権者）の決定・公表	令和5年12月下旬
基本協定の締結	令和6年1月下旬
工事請負契約の締結	令和6年2月下旬

4.2 実施方針に関する説明会等

本事業に参加しようとする事業者等への本事業に関する理解向上のため、実施方針に関する説明会を実施し、事業に係る情報を提供するとともに、本市の考え方を提示する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、現場見学会と併せて実施する。

説明会および見学会に参加する場合は、以下の③に示す事前登録を行うこと。

(1) 説明会

① 開催日時

令和4年8月1日(月)～令和4年8月10日(水) ※土日祝日は除く
(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

② 開催場所

熱海市役所 第2庁舎会議室

③ 事前登録

申込書【様式1】に必要事項を記入のうえ、**8.8. 本事業に関する連絡先**のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は令和4年7月28日(木)～8月3日(水)17時までとする。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

④ 注意事項

説明会では実施方針の資料は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

(2) 現地見学会

① 開催日時

令和4年8月1日(月)～令和4年8月10日(水) ※土日祝日は除く
(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

② 開催場所

来宮浄水場(熱海市福道町 1114-5地内)

③ 申込方法

参加者は、実施方針の説明会申し込みと同時に現地見学会の申し込みを行うこと。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

④ 注意事項

本市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札またはIDストラップ等を着用すること。

現地見学会では、発注者が指定する場所から原水を採水することを認める。ただし、採水に必要な容器や道具(衛生面に配慮されたものに限る)は応募者が準備すること。

(3) 実施方針に関する質問の受付および回答公表

実施方針に関する質問を以下の要領により受付ける。

① 受付期間

令和4年8月15日(月)～26日(金) 17時まで

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する**質問書【様式2】**に記入のうえ、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式はMicrosoft社製Office Excelまたはそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。あて名は、**8.8. 本事業に関する連絡先**のとおりである。

③ 公表

実施方針に関する質問に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて

行うものとする。

提出された質問は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

4.3 公告等に関する説明会等

本事業に参加しようとする事業者等への本事業に関する理解向上のため、公告等に関する説明会を実施し、事業に係る情報を提供するとともに、本市の考え方等を提示する。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、現場見学会と併せて実施する。

説明会および見学会に参加する場合は、以下の③に示す事前登録を行うこと。

(1) 説明会

① 開催日時

令和4年10月19日(水)～令和4年10月28日(金) ※土日祝日は除く
(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

② 開催場所

熱海市役所 第2庁舎会議室

③ 事前登録

説明会および現地見学会への参加申込書(様式1-1)に必要事項を記入のうえ、**8.8. 本事業に関する連絡先**のメールアドレス宛に申し込むこと。事前登録期間は令和4年10月17日(月)～10月21日(金)17時までとする。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

④ 注意事項

説明会では公告等の資料は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

(2) 現地見学会

① 開催日時

令和4年10月19日(水)～令和4年10月28日(金) ※土日祝日は除く
(詳細な日時は申込者へ個別に通知する。)

② 開催場所

来宮浄水場(熱海市福道町 1114-5地内)

③ 申込方法

参加者は、公告等の説明会申し込みと同時に現地見学会の申し込みを行うこと。なお、参加者は1社あたり5名までとする。

④ 注意事項

本市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札またはIDストラップ等を着用すること。

現地見学会では、発注者が指定する場所から原水を採水することを認める。ただし、採水に必要な容器や道具(衛生面に配慮されたものに限る)は応募者が準備すること。

(3) 公告等に関する質問の受付および回答公表

公告等に関する質問を以下の要領により受け付ける。

① 受付期間

令和4年11月1日(火)～令和4年11月11日(金)17時まで(第1回)

令和4年12月12日(月)～令和4年12月23日(金)17時まで(第2回)

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、**各種質問書(様式1-2～1-7)**に記入のうえ、電子メールで提出のこと。また、設計参考資料が必要な場合は、**設計参考資料提供依頼書(様式1-8)**に記入のうえ、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft社製Office Excelまたはそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。あて名は、**8.8. 本事業に関する連絡先**のとおりである。

③ 公表

公告等に関する質問に対する回答は、本事業に係る本市のホームページを通じて行うものとする。

提出された質問は、原則公表とするが、応募者の技術的提案事項や創意工夫事項については、非公表とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

4.4 応募の手続き

4.4.1 参加資格確認申請書等の受付

応募者は、**3.3 プロポーザル参加資格に関する事項**に示した条件を満たしていることを証明するため必要な書類を下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

「**提出書類作成要領および様式集**」参照のこと。

(2) 提出方法

持参または郵送による。**8.8 本事業に関する連絡先**に、令和5年1月下旬から令和5年2月上旬に提出のこと。詳細は本事業に係る本市のホームページを通じて公表する。

なお、本市は、提出された参加資格確認申請書等を確認した上で、軽微な不備の補正などの必要があると判断した場合は、参加資格確認申請書等の補正もしくは再提出または追加書類の提出を求めることがある。

4.4.2 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、応募者の代表企業に対して、令和5年3月上旬までに市から書面により通知する。この場合において、応募資格がないと認めた応募者に対しては、その理由を付記して郵送にて通知する。

なお、参加資格確認結果の通知において、参加資格があると認められた者であっても、本

市に提出した書類や電子ファイルなどに虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、参加資格を取り消す。

4.4.3 応募の辞退

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合には、最終提案書類提出期限日時までに、**応募辞退届(様式 2-10)**を**8.8 本事業に関する連絡先**へ持参し提出すること。

5. 事業者の選定

5.1 事業者選定委員会の設置

公募型プロポーザルを実施するにあたり、参加事業者を公平かつ公正に評価するため、来宮浄水場再整備事業 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、事業者選定基準に基づき、応募者の提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会の委員（以下「委員」という。）は非公開とする。また、優先交渉権者決定までの間に、本市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を行った場合、当該応募者は参加資格を失う。

5.2 一次提案書類の提出

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた応募者は、一次提案書類を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

「提出書類作成要領および様式集」参照のこと。

(2) 提出方法

持参または郵送による。**8.8 本事業に関する連絡先**に、令和5年5月上旬までに提出のこと。詳細は本事業に係る本市のホームページを通じて公表する。

5.3 技術対話

技術対話は、技術提案の中段で土木・建築に限定して設計内容の中間報告を受け、提案内容の確認を行う。

① 開催日時

令和5年5月下旬

（詳細な日時は申込者へ個別に通知する。）

② 開催場所

熱海市役所 第2庁舎会議室

③ 注意事項

参加者は1社あたり4名までとし、名札またはIDストラップ等を着用すること。

なお、一次提案書類は応募者が持参すること。

5.4 最終提案書類の受付

技術対話を踏まえ、最終提案書類を審査用に提出すること。

(1) 提出書類

「提出書類作成要領および様式集」参照のこと。

(2) 提出方法

持参または郵送による。8.8 本事業に関する連絡先に、令和5年8月上旬までに提出のこと。詳細は本事業に係る本市のホームページを通じて公表する。

5.5 基礎審査および基礎審査結果の通知

本市は提出された最終提案書類について、要求水準書の項目を満足しているか確認するための基礎審査を行う。要求水準書の項目を満足していない場合には、委員会での審議のうえ失格とする。失格の場合のみ、応募者の代表企業に書面により通知する。

5.6 最終提案書類に関する質疑・回答

応募者から最終提案書類が提出されたのち、選定委員会において各応募者の最終提案書類を確認し、技術提案内容等の審査を行う。

その後、応募者は最終提案書類について、委員からの質疑を受ける。質疑に対する回答は、最終提案書類に基づいて実施するものとし、追加提案は認めない。

質疑回答は、4.1 に示す時期に実施する。

5.7 プレゼンテーションおよび優先交渉権者の決定

応募者は、技術提案内容について選定委員会でプレゼンテーションを行う。

本市は選定委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

5.8 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集および優先交渉権者の選定の過程において、応募者がいない場合には、プロポーザル公募を中止することとし、その旨を速やかに公表する。

5.9 選定結果の公表

本市は、選定委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知する。選定されなかった応募者は通知を受けた日の翌日から7日(休日を除く)以内に、書面により選定結果について説明を求めることができる。

5.10 契約手続き

5.10.1 契約の締結

本市は、本事業を DB（設計・施工一括発注）方式で実施するため、優先交渉権者と「来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事基本協定書(案)」により基本協定を締結する。

また、本市は優先交渉権者と「来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事設計建設請負契約書(案)」により、設計および工事請負契約を締結する。

5.10.2 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結せず、次順位者を優先交渉権者とする。

- ① 「熱海市工事請負等及び物品調達等の入札参加資格に係る指名停止等措置要綱」に基づく入札参加資格停止の措置を受けたときまたは同要綱別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- ② 熱海市暴力団排除条例に掲げる措置要件に第 2 条第 1 号から第 3 号に該当したとき。
- ③ 建設業法第 28 条第 3 項または第 5 項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
- ④ 建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。

5.10.3 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

5.10.4 契約保証金

契約保証金の詳細は「来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事設計建設請負契約書(案)」による。

5.10.5 前払金

前払金については、「来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事設計建設請負契約書(案)」に基づき支払うものとする。

6. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

6.1 事業契約に関する基本的な考え方

本市は優先交渉権者との間で基本協定を締結し、これに基づき本市と代表企業（建設 JV を組織する場合には JV）との間で設計および工事請負契約を締結する。

なお、優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、優先交渉権者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結せず、次順位者を優先交渉権者とする。

6.2 事業者の収入

事業者の収入は事業者が実施する対象施設の設計に係る対価と建設に係る対価で構成される。建設の対価は市で定めた各年度の予算計画額を上限とすることを前提とし、事業者と協議のうえ決定する。

なお、支払い条件および内容の詳細は「来宮浄水場再整備事業 膜ろ過施設整備工事設計建設請負契約書(案)」に示す。

6.3 本事業で予想されるリスク

詳細は要求水準書に示す。

6.4 対象業務における要求水準

詳細は要求水準書に示す。

6.5 モニタリング

6.5.1 モニタリングの内容

本市は、本事業と要求水準および提案書にて規定された内容との整合を確認するためのモニタリングを実施する。

事業者の実施する設計業務および建設業務の水準が市の定める水準を下回ることが判明した場合には、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対して、自らの費用負担により改善措置を講じること。

6.5.2 モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

7. 対象施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

詳細は要求水準書に示す。

8. その他必要な事項

8.1 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、本市のホームページを通じて行うものとする。

8.2 応募にあたっての費用の負担

応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担とする。

8.3 提出書類の取扱い

8.3.1 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表およびその他必要と認める時には、優先交渉権者の承諾がある場合のみ提案書の一部または全部を無償で使用することができるものとする。

また、本市は、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

8.3.2 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。

8.4 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法または維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

8.5 本事業に係る各種申請書類作成に関する事項

本事業に係る各種申請、関係機関との協議は本市が主体となって行うが、事業者は、図面、計算書、出典などの申請・協議に必要な資料等を作成すること。

8.6 プロポーザル公募の中止等

談合行為の疑い、不正または不誠意な行為等によりプロポーザルによる審査を公正に執行できないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザル公募の執行延期、公告の公表またはプロポーザル公募の中止等の対処を図る場合がある。

8.7 環境への配慮

事業提案に当たっては、第二次熱海市環境基本計画を理解し、環境への配慮を行うものとする。

8.8 本事業に関する連絡先

熱海市公営企業部 水道温泉課 経営企画室

所在地〒413-8550 熱海市中央町1番1号

TEL 0557-86-6484

FAX 0557-86-6490

電子メール : koeikigyو@city.atami.shizuoka.jp